

## 鴨川条例禁止行為等の指導状況について

### 1 巡視頻度等

- バーベキューの巡視 : 3月～11月 平日、土日  
 打ち上げ花火等の巡視 : 6月～9月 平日、土日  
 放置自転車の撤去 : 平成22年4月より京都市が実施  
 鴨川環境保全区域の巡視 : 月1回  
 鴨川納涼床の巡視 : 設置時に巡視、以降撤去まで隨時巡視  
 ※落書きの巡視については他の巡視と同時に実施

### 2 指導状況

平成20年4月の全面施行後の指導状況は以下のとおりです。(平成31年3月現在)

	バーベキュー (件)				自動車 バイク 乗入 (台)	打ち上 げ花火 (件)	放置自転車等 (台)			
	禁 止 区 域			禁 止 区 域 外			移動台数	返還台数		
	出 町	格 野	小 計							
20年4月～21年3月	13	78	91	170	1,372	127	1,536	705		
21年4月～22年3月	8	34	42	127	1,137	146	988	547		
22年4月～23年3月	2	32	34	112	878	76	京都市が 実施	19		
23年4月～24年3月	3	11	14	55	959	38				
24年4月～25年3月	3	11	14	53	1,434	50				
25年4月～26年3月	5	16	21	49	※1 579	36				
26年4月～27年3月	6	10	16	67	513	49				
27年4月～28年3月	0	15	15	55	509	72				
28年4月～29年3月	3	13	16	36	475	50				
29年4月～30年3月	3	5	8	77	510	36				
30年4月～31年3月	1	6	7	※2 47	465	21				
合 計	47	231	278	848	8,831	701				

〈禁止行為の傾向・特徴等〉

◆各禁止行為とも、条例が制定された平成20年度以降減少しており、近年では巡視開始当初の1～3割程度の件数まで減少している。

◆行為者へは口頭指導、チラシの配布等を通じて条例の趣旨を周知している。

※1 平成25年4月、違反の目立った御池大橋下流右岸にバイク進入防止柵を設置した。

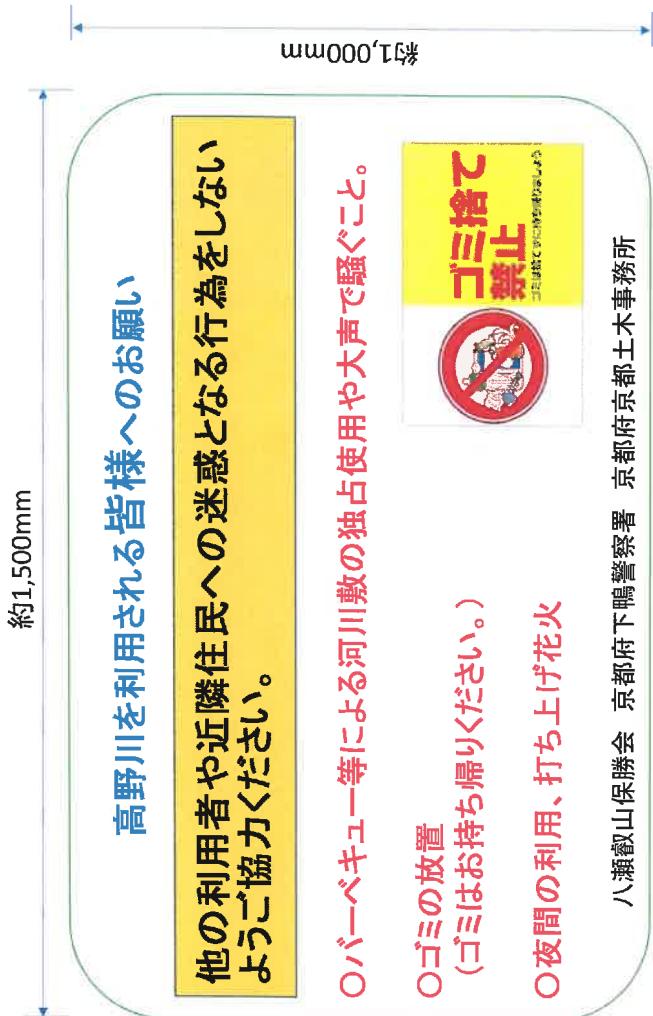
※2 平成30年度に八瀬の巡視を試行：137件（47件の外数）

## 高野川（八瀬叡山口）BBQ等対策看板レイアウト（案）

【位置図】



【設置イメージ】看板寸法：縦1000×横1500mm



## 平成31年春の鴨川河川敷における自転車安全運転啓発について（実施結果）

### 1 趣旨

府では、京都府鴨川条例に基づき、鴨川等の河川環境を安心・安全で良好かつ快適なものとして次の世代に引き継ぐために、鴨川等の快適な利用の確保に向けた取組を進めているが、鴨川河川敷において自転車の高速運転やマナーが問題となっていることから、自転車の安全運転に係る啓発活動を実施。

### 2 実施内容

#### (1) 啓発資材の配付（チラシ等）

日 時 平成 31 年 3 月 20 日（水） 午前 8 時～

場 所 ① 鴨川 北大路橋上流左岸（高水敷及び半木の道）  
② 鴨川 賀茂大橋上流左岸（高水敷）

参加者 19 名

京都府（河川課、京都土木事務所）

京都府交通対策協議会（京都府安心・安全まちづくり推進課）

京都府下鴨警察署

京都市左京区役所

ボランティア

結 果 約 210 名の通行者に啓発資材を  
配付し、マナー向上を呼びかけ



#### (2) KDDI（株）による自転車のながらスマホ防止VR体験

日 時 平成 31 年 4 月 7 日（日） 11:00～15:30

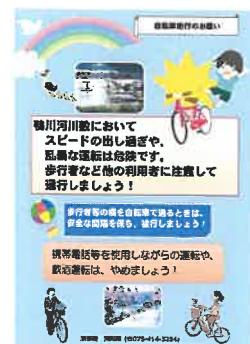
場 所 半木の道（第 45 回鴨川茶店）

参加者 6 名

KDDI（株）、京都府（安心・安全まちづくり推進課、河川課）

結 果 77 名の府民の方が、VR を体験

その他 4 月 6 日～7 日に、鴨川茶店の啓発ブースで、啓発資材の配布や、啓発ポスターの掲出を実施



**第45回鴨川茶店(H31.4.6~4.7)  
鴨川河川敷での自転車安全運転啓発・  
禁煙啓発 写真**



※ この他、京都市くらし安全推進課が、路上喫煙禁止の啓発資材配布を実施

## 路上喫煙禁止啓発シール貼付状況



府立医大前ベンチ



四条大橋下 鴨川ギャラリー

## 七条大橋下流左岸の落書き箇所 (警察と現場検証した箇所)



増水への注意を呼びかける注意喚起看板  
(同一箇所の写真)



鴨川条例規制看板(自動車等の乗入れ禁止)  
(同一箇所の写真)